みなとオアシスNAGASAKI Sea級グルメ　登録募集　要項

**１．募集要項**

（１）参加資格

* 地元食材及びSea級グルメを通して、みなとオアシス及び長崎の活性化に貢献する情熱を持っていること。
* 長崎市内に本社または支社がある事業所、団体

（２）登録するSea級グルメのルール

①水産物を活かした料理で、地元の人たちに親しまれ、「ぜひ多くの人に味わって欲しい」と自信をもってお勧めできるもので、以下の両方の条件を満たすものとする。

●長崎港及びその周辺で、名物として日常的に提供され、もしくは祭り等のイベントで提供されているもの

●次のような地域とのゆかりのいずれかを持つもの。

・地元で水揚げされた水産物を活かして作られるもの。

・古くから名物として親しまれてきたもの。

 ・地域の魅力を活かして創られたもの。

・「みなとオアシスNAGASAKI」の名物として（今後）自信を持って提供できるもの。

別紙様式により、実行委員会事務局へ提出してください。Sea級グルメの登録が完了しましたら、メールまたはファックスでお知らせします。

【Sea級グルメに登録すると】

・みなとオアシスNAGASAKIのHPでSea級グルメの紹介コーナーを企画します。

・Sea級グルメ「名称」、「ロゴマーク」の使用承諾。

・みなとオアシスのグルメイベントSea級グルメ大会への参加。

みなとオアシスながさきでは令和3年11月14日に「Sea級グルメ大会 in NAGASAKI」を開催予定です。また、Sea級グルメ全国大会が年に1回行われています。

【注意事項】

**使用の際は、「Sea級グルメ®」は（一社）ウォーターフロント協会の登録商標ですと記載ください。**

なお、使用に当たっては下記の事項をお守りください。

1. 使用期間終了後は結果を文書（現物の写真等を含）にて報告すること。
2. 申請内容に変更があった場合は速やかに変更申請を行うこと。

不正な使用が行われた場合は，申請者は直ちに使用を中止すること。また、いかなる理由に関わらず、利用に際し生じた損失、損害については、当協議会はいっさい責任を負わないものとする。

**２．申込みについて**

（１）申込期限　令和３年　６月　７日（月曜日）17：00必着

（２）申込方法　「Sea級グルメ®」登録申請書（様式１）」に必要事項を記入すると共に、商品写真（データ）を、Ｅメールにて送付してください。

（３）申込み・問合せ先　公益財団法人ながさき地域政策研究所（シンクながさき）

〒850-0035　長崎県元船町17番1号

担当：奥村公子　email：okumura.kimiko@think-nagasaki.or.jp

TEL：095-820-4865　　FAX： 095-818-2763

（様式１）

「Sea級グルメ®」登録申請書

令和　　年　　月　　日

みなとオアシスＮＡＧＡＳＡＫＩ運営協議会　宛

１．応募者

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名または団体名 | ふりがな： |
|  |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| ホームページ |  | メール |  |
| 代表者名 |  | 担当者名 |  |
|  |  |

２．Ｓｅａ級に登録する商品（料理）：１事業者１品まで

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 商品の特徴など（メニュー紹介） | 価格 |
|  |  |  |

|  |
| --- |
| 写真 |
|  |

３．以下の項目について、あてはまるところに🗹をつけてください。

①Ｓｅａ級グルメ「名称」、「ロゴマーク」の使用

（[ ] あり・[ ] なし）

「あり」と回答された方、使用方法を具体的にお書きください。

|  |
| --- |
|  |

②Ｓｅａ級グルメ九州大会　in NAGASAKIへの出店希望

（[ ] あり・[ ] なし・[ ] 未定）

※出店を希望される場合は「「Sea級グルメ九州大会 in NAGASAKI」　出店申込書（様式２）もご提出ください。

４．使用期間

|  |  |
| --- | --- |
| 使用期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |

問い合わせ・提出先

公益財団法人ながさき地域政策研究所（シンクながさき）

担当：奥村　公子

〒850-0035　長崎県元船町17番1号

email：okumura.kimiko@think-nagasaki.or.jp

TEL： 095-820-4865　　　FAX：095-818-2763

申し込み締め切り日　　令和３年６月７日（月）17：00必着